

教育一般貸付

平成 21 年 8 月 3 日から制度が拡充されました。

	平成 21 年 8 月 2 日まで	平成 21 年 8 月 3 日以降
融資額	学生・生徒 1 人につき 200 万円まで	学生・生徒 1 人につき 300 万円まで
返済期間	10 年以内（交通遺児家庭または母子家庭の方は 11 年以内）	15 年以内（交通遺児家庭または母子家庭の方は 18 年以内）

出産育児一時金

- 平成 21 年 1 月 1 日に産科医療補償制度が始まった事により、平成 21 年 1 月 1 日以降、出産育児一時金は原則として 38 万円が支給されています。（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は 35 万円が支給されます。）
- さらに平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月末までは支給額が 4 万円引上げられ、原則として 42 万円が支給されます。（産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合は 39 万円が支給されます。）